

## 丹波市環境審議会委員公募要領

(目的)

第1条 この要領は、丹波市環境基本条例に定める環境審議会委員の一部を公募することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募の委員数)

第2条 公募による委員の定数は2人以内とする。

(委員の任期と報酬)

第3条 委員の任期は令和8年8月1日から令和10年7月31日までとし、条例に基づき報酬及び費用弁償を支払う。

(応募資格)

第4条 委員に応募できる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 丹波市内に住所を有する者又は市内の事業所等に勤務する者若しくは市内の学校に在学する者で、令和8年4月1日現在の満年齢が18歳以上の者（高校生は除く）。
- (2) 環境によるまちづくりに関心をもち、年5回程度の丹波市役所の開庁時間に実施される会議へ自力で出席できる者。
- (3) 丹波市議会の議員でないこと。
- (4) 丹波市の職員でないこと。

(応募方法)

第5条 委員に応募しようとする者は、次の書類を生活環境部環境課に定められた期日までに持参又は郵送により提出すること。

- (1) 丹波市環境審議会委員の応募用紙
- (2) 作文（用紙、体裁に指定はなく、800字以内）  
「丹波の森と農を活かし、人と自然が共生する源流のまちのために市民ができること」をテーマとして記入すること。なお、提出された書類は返却しない。

(応募受付期間)

第6条 令和8年6月3日(水)から令和8年6月19日(金)16時30分までとする。

2 郵送の場合は、6月19日(金)16時30分必着とする。

(選考方法及び結果通知)

第7条 提出された書類審査により公募委員選考審査会で決定し、選考結果は応募者全員に通知するものとする。

2 審査の内容及び合否決定については、一切回答しない。

(事務局)

第8条 委員公募に関する庶務は、生活環境部環境課において行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。